

千葉市建築物環境衛生管理事業登録指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第12条の2の規定による登録に關し、法令に規定されている事項の留意事項等を示すとともに、その他必要な事項について定め、その指導方針及び申請等の方法の規定等を明確にすることを図り、もって法の施行が円滑に行われることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法令等の定義の定めるところによる。

(登録制度の趣旨)

第3条 登録制度は、近年の建築物の増加に伴い、建築物の所有者等の委託を受けて、清掃、空気環境の測定等建築物内の環境衛生上の維持管理を業とする者が増加しており、これら事業者の資質の向上が建築物の衛生的環境を確保する上で重要であることに鑑み設けられたものである。

なお、登録を受けた者以外の者は、登録を受けた旨の表示をすることができないが、その業務を行うことについては何ら制限を加えるものではない。

(登録制度の概要)

第4条 登録を受けられる業種及びその業務の内容は、別表1のとおりである。

2 登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行うものである。営業所とは、客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて委託契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものをいうものである。

したがって、この要件に合致するものであれば、商業登記法による登記をした営業所に限られるものではない。また、上記の考え方から、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできないものである。

3 登録の有効期間は6年である。したがって、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録を受けなければならないものである。

4 登録を受けた者は、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示ができるものである。一方、登録を受けていない者は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことはできないものである。また、登録は営業所ごとに行われるものであるので、登録を受けた営業所以外の営業所について登録業者である旨の表示を行うことはできないものである。

したがって、例えば本社で登録を受けても、登録を受けていない営業所が登録業者である旨の表示をすることはできないものである。

(登録基準の留意事項)

第5条 法令で定める登録基準については、次の各号に留意すること。

(1) 登録業全体について

ア 機械器具その他の設備（以下「機械器具等」という。）は各営業所に常備すること。ただし、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合（市外にある場合を含む。）であっても、それが登録に係る営業所の管轄下にあると保健所長が認めた場合はこの限りでない。

また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様である。

イ 機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならぬものであること。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的（原則として3年以上）に占有し、かつ、自由に使用できると保健所長が認めた場合は、この限りでない。

ウ 監督者等（建築物清掃業にあっては監督者、建築物空気環境測定業にあっては実施者、建築物空気調和用ダクト清掃業にあっては監督者、建築物飲料水水質検査業にあっては実施者、建築物飲料水貯水槽清掃業にあっては監督者、建築物排水管清掃業にあっては監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業にあっては監督者、建築物環境衛生総合管理業にあっては統括管理者、監督者及び実施者をいう。以下同じ。）は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。

また、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることはできない。

エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできない。

オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合は、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできない。

カ 作業及び機械器具等維持管理は、原則として自ら実施すること。

ただし、これらの業務を他の者に委託する場合は、清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年厚生労働省告示第117号）等により適正に行うこと。

キ 従事者の研修については、登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となり、原則として作業に従事する者の全

員が1年に1回以上研修を受ける体制をとること。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間とする。なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

ク 公益法人、事業協同組合等にあっては、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録を受けることができる。

なお、事業協同組合にあっては以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができる。

- (ア) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- (イ) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- (ウ) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等とすることはできない。
- (エ) 機械器具等は組合の所有であることが望ましいが、組合員の所有であっても、組合の営業所において必要とするときには自由に用いることができる事が確実であると保健所長が認める場合（ただし、成文の内規又は規約があること。）は、この限りでない。

(2) 建築物空気環境測定業

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）第3条の2第1号の表の第1号の下欄に定める厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器（以下「粉じん計」という。）にあっては、その後1年以内ごとに1回は厚生労働大臣の登録を受けた者による較正を受けたものであること。

イ 省令第26条第2号ハに定める「イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。

ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気環境測定実施者として登録を受けようとする場合には、その者が同号ロの規定による再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過していないこと。

(3) 建築物空気調和用ダクト清掃業

ア 次の事項に留意すること。

(ア) 電気ドリル及びシャー又はニプラについてはダクトを構成する部材を開口し、切断できるものであること。

(イ) 電子天びん又は化学天びんは 1 mg 以上の分解能を有するものであること。

イ 省令第 26 条の 3 第 2 号ハに定める「イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。

ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者として登録を受けようとする場合には、その者が同号ロの規定による再講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過していないこと。

(4) 建築物飲料水水質検査業

ア 水質検査を的確に行うことができる検査室とは、基本的には以下の要件を満たしている検査室であること。

(ア) 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。

(イ) 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。

(ウ) ドラフトチャンバーが設置されていること。

(エ) 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。

(オ) 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましい。

(カ) 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

イ 省令第 27 条第 3 号ニに定める「イ、ロ又はハに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、次の者をいう。

(ア) 技術士法第 2 条に規定する技術士（技術士法施行規則第 2 条第 10 号及び第 11 号の技術部門に限る。）

(イ) 学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校を卒業し、若しくはその課程を修了し、又は文部科学大臣の行う資格検定に合格した者等で、当該学校の入学資格、修業年数、修業内容又は検定の程度等から判断して、省令第 27 条第 3 号イ又はハに掲げる者と同等以上の学歴を有すると認められる者（ただし同号イ又はハに規定する実務経験を有することを必要とする。）

(5) 建築物飲料水貯水槽清掃業

ア 機械器具の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている

保管庫をいうものであること。また、貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等についても、これに準じて適切に保管すること。

- (ア) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- (イ) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- (ウ) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- (エ) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具等を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- (オ) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようにしていること。

イ 原則として自動車を保管庫とすることはできない。

ただし、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たすこと。

- (ア) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- (イ) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- (ウ) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- (エ) 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途に用いないこと。
- (オ) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- (カ) 長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

ウ 省令第28条第4号ハに定める「イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。

ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を貯水槽の清掃作業の監督を行う者として登録を受けようとする場合には、その者が同号ロの規定による再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過していないこと。

エ 従事者は、常に健康状態に留意するとともに、おおむね6か月ごとに、病原体が糞便に排せつされる感染症の罹患の有無（又は病原体の保有の有無）に関して、健康診断を受けること。また、健康状態の不良なものでは作業に従事しないこと。

（6）建築物排水管清掃業

ア 内視鏡は写真を撮影することができるもので、かつ、ケーブルの長さ

が15m程度以上のものであること。

イ 機械器具の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。また、排水管清掃作業に用いる薬剤についても、これに準じて適切に保管すること。

(ア) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。

(イ) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。

(ウ) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。

(エ) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。

(オ) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようにしていること。

ウ 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしているときは、この限りでない。

(ア) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。

(イ) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。

(ウ) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。

(エ) 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途に用いないこと。

(オ) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。

(カ) 長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

エ 省令第28条の2第4号ハに定める「イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。

ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を排水管の清掃作業の監督を行う者として登録を受けようとする場合には、その者が同号ロの規定による再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過していないこと。

(7) 建築物ねずみ昆虫等防除業

ア 機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。

(ア) 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び

地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。

- (イ) 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (ウ) 引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- (エ) 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- (オ) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- (カ) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。

イ 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしているときは、この限りでない。

- (ア) 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- (イ) 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (ウ) 引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- (エ) 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- (オ) 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- (カ) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- (キ) 長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
- (ク) 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。

(登録申請)

第6条 法第12条の2第1項の規定により保健所長の登録を受けようとする者は、登録申請書（千葉市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成8年千葉市規則第1号。以下「市細則」という。）様式第4号）に次の書類を添付し提出すること。

- (1) 設備・機器名簿（様式第1号）
機械器具を借りている場合には、貸主の貸出し証明書等を提出すること。
- (2) 監督者等名簿（様式第2号）
- (3) 監督者等が有資格者であることを証する次の書類
 - ア 別表2の事業区分及び資格の種類ごとに提出する書類の欄の書類
写しを提出する場合は、その本証を持参し、申請の際に提示すること。
 - イ 実務従事証明書の添付（例示参照）
建築物飲料水水質検査業のうち、実務経験を要する資格にあっては、

その実務経験を証する書類

(4) 研修の実施状況を記載した次の書面（建築物清掃業、建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業及び建築物環境衛生総合管理業）

ア 研修実施状況（様式第3号の1）

過去1年間の実績についての当該作業従事者の研修内容を記載すること。

厚生労働大臣指定の登録業者等の団体において研修を実施した場合はその団体の証明を添付すること。

イ 研修実施計画（様式第3号の2）

今後1年間の計画についての当該作業従事者の研修内容を記載すること。

(5) 作業の実施方法等を記載した次の書面

ア 作業実施方法（その1）（様式第4号の1）

作業手順にあっては、各登録業種に応じ、次の内容を含むこと。

(ア) 建築物清掃業

- a 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。）
- b 機械器具等の点検の方法
- c 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
- d 作業報告作成の手順

(イ) 建築物空気環境測定業

- a 空気環境の測定方法
- b 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- c 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

(ウ) 建築物空気調和用ダクト清掃業

- a 作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）
- b 機械器具等の点検の方法
- c ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法
- d 作業報告作成の手順

(エ) 建築物飲料水水質検査業

- a 水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。）
- b 試薬及び標準物質の保管方法
- c 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名

- d 機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- e 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

(オ) 建築物飲料水貯水槽清掃業

- a 作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。）
- b 使用する塩素剤等の名称及び使用方法
- c 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
- d 機械器具等の点検の方法
- e 保管庫の管理責任者の氏名
- f 従事者の検便等の時期及び検査機関
- g 作業報告作成の手順

(カ) 建築物排水管清掃業

- a 作業工程（排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）
- b 機械器具等の点検の方法
- c 保管庫の管理責任者の氏名
- d 作業報告作成の手順

(キ) 建築物ねずみ昆虫等防除業

- a 作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。）
- b 使用する薬剤の種類
- c 薬剤の保管方法
- d 機械器具等の点検の方法
- e 保管庫の管理責任者の氏名
- f 作業報告作成の手順

(ク) 建築物環境衛生総合管理業

- a 建築物清掃業務
 - (a) 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。）
 - (b) 機械器具等の点検の方法
 - (c) 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
 - (d) 作業報告作成の手順
- b 建築物空気環境測定業務
 - (a) 空気環境の測定方法
 - (b) 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
 - (c) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責

任者の氏名

- c 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法
- d 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に関する作業報告作成の手順

イ 作業実施方法（その2）（様式第4号の2）

- (6) 検査室の概要を記した図面（建築物飲料水水質検査業）
検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置状況
- (7) 保管庫の概要を記した図面（建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業）
機械器具等の保管庫の設置場所、構造及び保管状態
- (8) 建築物空気環境測定業及び建築物環境衛生総合管理業にあっては、浮遊粉じん測定器の較正済票の写し
- (9) 営業所の所在を明らかにする図面
- (10) 公益法人、事業協同組合等にあっては、定款又は寄付行為の写し
(登録証明書)

第7条 保健所長は、省令第31条の規定による登録の申請があった場合は、当該申請内容が別表に掲げる審査基準に適合しているかどうかを審査し、基準に適合していると認めるときは登録するものとする。

- 2 前項の規定により登録したときは、申請者に登録証明書（省令様式第6号）を交付するものとする。
- 3 登録を受けた者は、登録証明書を営業所の見やすい位置に掲示すること。
(登録事項変更届)

第8条 省令第33条の規定により変更の届出をしようとする者は、登録事項変更届（市細則様式第5号）に変更に係る書類を添付し、保健所長に提出すること。

(登録事業廃止届)

第9条 省令第33条の規定により事業廃止届出をしようとする者は、登録事業廃止届（市細則様式第6号）に登録証明書を添付し、保健所長に提出すること。

(登録証明書の再交付)

第10条 登録証明書を紛失し、き損し、又は汚損した場合における届出は、登録証明書再交付願（様式第5号）によるものとする。

(手数料)

第11条 第6条の規定による登録申請に係る手数料は、千葉市衛生関係手数料条例（平成12年条例第11号）に規定する額とする。

(登録の継続)

第12条 登録の有効期間である6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする者は、登録有効期間終了の1か月前から登録申請ができるものとし、新たに登録を受けなければ、法第12条の3に規定する表示等はできない。

(その他)

第13条 登録を受けた者は、保健所長から業務等に関し報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

2 登録を受けた者は、登録の基準に適合していないと認められるときは、登録を取り消されることがある。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に千葉県建築物衛生事業登録指導要綱によりなされている申請その他手続きについては、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は令和6年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。